

令和6年第2回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和6年5月24日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和6年5月24日	9時35分	議長	江口孝二	
	閉会	令和6年5月24日	10時23分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	出
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	3番	峰 正雄	5番	山口 一生	6番	待永るい子
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今 泉 哲 也		(書記) 下 川 慎 二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	永 淵 孝 幸	町民福祉課長	田 崎 哲 次		
	副 町 長	每 原 哲 也	健康増進課長	中 溝 忠 則		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康	農林水産課長	片 山 博 文		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸	税 務 課 長	羽 鶴 修 一		
	企画商工課長	萩 原 昭 彦				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和6年5月24日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第25号～議案第29号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第29号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第2号）について

午前9時35分 開会

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

令和6年第2回太良町議会（臨時会第1回）の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから令和6年第2回太良町議会（臨時会第1回）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（江口孝二君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として3番峰議員、5番山口議員、6番待永議員、以上の3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（江口孝二君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 議案一括上程

○議長（江口孝二君）

日程第3. 議案の上程。

町長提案の議案第25号から議案第29号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

提案理由を説明する前ではございますけれども、去る3月の議会におきまして私は皆さん方に議会に出席することができず御迷惑をおかけしたことを、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

それでは、順を追って提案理由を説明させていただきます。

議案第25号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、太良町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の主な改正は、個人所得課税関係、固定資産課税関係についてであります。

個人所得課税関係につきましては、1点目は、令和6年度に行われる定額減税に伴う改正であり、個人住民税における賦課徴収の方法などについて規定するものであります。これは、所得金額が1,805万円以下の納税義務者に対し、本人と扶養義務者1人につき1万円を減税するものであります。2点目は、大規模な災害等が発生した場合、職権による個人住民税の減免を可能とする規定を追加するものであります。

次に、固定資産課税関係につきましては、1点目は、土地に対して課する固定資産税の特例について、法律改正に合わせ年度を更新するものであります。宅地に係る固定資産税について、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正していく負担調整措置について、3年間の期間延長がなされております。2点目は、個人住民税と同様に、大規模な災害等が発生した場合、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

以上のほか、今回の地方税法等の改正に合わせ、条文の整理など、所要の改正も行っております。

次に、議案第26号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、太良町税の徴収等の特例に関する

る条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の主な改正は、令和6年度に行われる定額減税に伴い、本条例において特例で10期と定めている集合税の期割に対応するための規定の新設であります。

次に、議案第27号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、国民健康保険税の後期高齢者支援金など賦課額に係る賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げを行うものであります。

次に、議案第28号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和5年度太良町一般会計補正予算（第10号）は、繰越明許費について、令和6年3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

2ページを御覧ください。

第1表の繰越明許費につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業（低所得世帯支援枠2次分）、同じく（3次分）及び同じく（こども加算分）並びに物価高騰対応重点支援事業（地域共通商品券給付事業）の4事業5,942万2,000円を、さきの3月定例会時点において繰越明許費の額が確定しておらず、計上できずにいたため、今回、繰越明許費として追加するものであります。

次に、議案第29号は、令和6年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ2,586万6,000円を追加し、補正後の予算総額を83億2,870万1,000円とするものであります。

今回の補正は、今月末をもって町内のタクシー事業者が廃業されることに伴い、町内でのタクシー事業を存続させるために必要となる経費を計上しております。

それでは、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

企画財政管理費のタクシー運行業務委託料2,038万6,000円は、既存のタクシー事業者の廃業に伴う新たな事業者に対するタクシー運行業務に係る委託費用であります。

備品購入費451万円は、タクシー運行業務に使用する一般乗用旅客自動車2台の購入に係る経費であります。

そのほか、タクシー運行に係る関連経費として、消耗品費10万円、手数料21万4,000円、事務所維持管理委託料65万6,000円を計上しております。

財源については、6ページのタクシー使用料300万円を充当し、不足分については、ふる

さと応援寄附金基金繰入金及び財政調整基金繰入金で調整しております。

以上であります。

○議長（江口孝二君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第25号

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（山口一生君）

この議案第25号は、定額減税に伴う改正というふうにありますけれども、この定額減税の中身と、対象になる方はどういった方かというのを教えてください。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

定額減税につきましては、政府のデフレ対策の一環として実施されるもので、令和6年度分の住民税について、提案理由にもございましたけど、本人と扶養義務者1人につき1万円を減税するものでございます。対象者は、所得が1,805万円、給与ベースで申し上げますと2,000万円以下の納税義務者が対象となっております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

1,805万円以下の納税義務者ということで、かなりの数の方かなと思うんですけども、減税に当たって町民さんが何かしなければいけないこととか、そういった手間とかというのは何かあるんでしょうか。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

御本人様の手続は必要ございません。町のほうで税額を計算して、納税通知書のほうに定額減税の額を記載してお知らせをするところでございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

減税に伴って住民税の額が減ると思うんですけども、この減税による、例えば町の財政への影響というのはどのようなものがありますか。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

減収に関しましては、全額国費のほうで交付金として補填されるということになっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

提案理由の4ページの中に、宅地に係る固定資産税についてという説明がありました。評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が緩やかになるように徐々に是正をしていくということですが、税負担が急激に上昇するという場合についてはどうということが考えられるのか、また本町においてそういうことが考えられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

土地の評価額が上がるというのは、やはり利用状況の変化とか、地区の道路が拡張されたりとか環境の変化に大きく左右されると思っております。熊本県の大津とか、そういうところは工場が誘致されて土地が高くなったりとか、そういうケースもございます。

ただ、太良町においては、なかなか現在環境の変化というのが少ないですので、この条例に関する負担調整の影響を受けるというところはほぼない状況でございます。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

この評価額が急激に上昇した場合というのは、その急激に上昇というのは例えば3割ぐらい大きくなったら上昇と言えるのかどうか、その辺の程度についてはいかがでしょうか。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

昨年と比べて大体1.5倍以上上がった場合、この負担調整措置のほうが動いて税額を抑えるような計算となっております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

ほかありませんか。

○3番（峰 正雄君）

固定資産税の宅地、農地に係る税率は1.4%で、ここは全然変わらないということでしょうか。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

はい、議員のとおり1.4%となっております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第5 議案第26号

○議長（江口孝二君）

日程第5. 議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（田川 浩君）

これは、町長の説明によりますと、令和6年度に行われる定額減税に伴い、本条例において特例で10期と定めている集合税の期割に対応するための規定の新設ということでございましたけれど、いろいろ勉強して、新旧対照表とか少しは勉強しましたけど、あまりにも内容が複雑で分かりづらかったんですが、ただ今回の定額減税におきまして期割というところで考えますと、今までは前年度の所得に応じて4月、5月で計算をしていて、6月から徴収を始めたということで10期になってるのかなと思うんですが、今回、定額減税になった場合には6月の徴収を0にするということを聞いておりましたけど、そこら辺が期割ということでいいますと関係しているのかなと思いますけれど、私の勉強不足で見間違いかもしれませんけど、そこら辺のところどういった期割の状況なのかというのを分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

特別徴収という方法が給料から引かれる場合、その場合、大体会社のほうで減税の分ですけど、そこが議員がおっしゃっていただいた分、6月分を0にして税額を7月から5月分、残りの11か月分を平均して計算して税金を納めていただくという、これが特別徴収の場合でございます。

普通徴収、今回この条例で上げている私たちが町民さんに課する6月から3月までの10期の分、これに関しましては6月から引ける分を順次引いていく。6月を0にするでなくて、順次引いていくという形で取らせていただきます。

国の本則のほうでは、住民税というのは4期で納めるようになっておりますので、税条例の本則のほうも今4期のほうで作っております。特例ということで集合税で10期で納めてい

る条例をつくってしますので、その4期の分に対応した10期の分の条例を今回上げさせていただいているものと考えていただいて結構かと思えます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

この集合税は10期になっているわけなんですけども、1期目がどうしても町の場合、割高になるのはどういった理由で1期目が高いのか。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

どうしても期割で計算したときに1,000円未満の端数が出てしまいますので、その端数を1番頭のほうに持っていくような形になっておりますので、1期目のほうが高い金額になるということになっております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

これを見てますと、県民税プラス森林のほうもプラスにつけるといことなんですけど、これによってどういう、税金をもらってこれをどういうふうな使い道といいますか、そういうのをやる予定になっているのか、分かる範囲内でいいので教えていただければと。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

森林環境税については、1,000円今年度から徴収させていただいて、これはもうそのまま県を通して国に納めて、うちのほうにはたしか交付税として戻ってきて、町の森林整備に使われるものと思っております。住民税に関しては、これからも変わらず町の財源として使われていくものですので、特段変わりはないと思っております。先ほども申し上げましたけど、減税により減収された分は国庫によって負担されますので、そこのほうの影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第6 議案第27号

○議長（江口孝二君）

日程第6．議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○3番（峰 正雄君）

国民健康保険の一部を改正するということでありますけど、健康保険税の上限というのは多分99万円だったかなと思うんですけど、その辺は変わらないということでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

条例とおっしゃられましたけど、何の上限ですかね。（「条例を一部改正する必要が生じたので、結局この……」と呼ぶ者あり）

○議長（江口孝二君）

どうぞ。

○3番（峰 正雄君）

この、健康保険税を上げるということではないわけですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、2点改正を行っているところでございます。まず、1点目につきましては高所得者の賦課限度額と、もう一つが低所得者の軽減判定所得の基準を引き上げるものでございます。

この1つ目の高所得者の賦課限度額を上げる分につきましては、後期高齢者支援金分を現行の22万円から2万円引き上げ、24万円とするものでございます。また、この内容につきまして、今後、各超過世帯につきましては2万円ぐらいの負担が生じるということでございます。

もう一つ、2点目の低所得者に対しましては、5割軽減と2割軽減となる世帯の軽減判定の所得の基準額を引き上げるものでございます。内容につきましては、5割軽減対象となる世帯の基準額を現行の29万円から5,000円引き上げ、29万5,000円とするものでございます。また、2割軽減の対象となる世帯の基準額を現行の53万5,000円から1万円引き上げ、54万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

それでは、合計で5万5,000円上がるということになるわけですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

まず1つ目の、先ほど申し上げました繰り返しになりますけど、高所得者の限度額が22万円から24万円に2万円上がりますので、2万円多くの負担が生じてくるということでございます。もう一つは、低所得者の軽減判定所得の基準額が引上げをされましたので、その分引き上げられますので、年間でいいますと10世帯くらい軽減の措置の世帯数が増えるという見込みでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

22万円を24万円に、それと29万円を29万5,000円に、それと53万5,000円を54万5,000円にという説明がありましたけれども、うちの町内の中でどれくらいの方がそれぞれに該当するのか、概数でも結構ですけれどもお願いしたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

高所得者の賦課限度額の世帯につきましては、参考までに申し上げますけど、令和5年度が超過世帯が47世帯ございました。今年の4月22日現在での試算によれば、国保の世帯数が1,261世帯ございます。その中で、今回の改定に伴って約9世帯ぐらいが負担増が強いられるかなというふうに見込んでるところでございます。

また、軽減所得の5割軽減と2割軽減の世帯につきましては、これも4月22日現在ですけど、5割軽減世帯が177世帯ございますけど、5世帯ぐらいが増えると。2割軽減の世帯も141世帯ございますけど、これも3世帯ぐらいが増えるだろうというふうな見込みを行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

増える方についての周知ですが、それはどういうふうに行われる予定ですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

周知方法につきましては、町のホームページ及びチラシのほうができておりますので、そちらのほうで町民の皆様にご周知したいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

ぜひ、誤解のないように周知をしていただきたいというふうに思います。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第7 議案第28号

○議長（江口孝二君）

日程第7. 議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第8 議案第29号

○議長（江口孝二君）

日程第8. 議案第29号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

タクシーの委託業務かなと思ってますけれども、せんだって全協の際に説明がありましたけれども、今日も待機所の変更という説明がありましたけれども、これは見積書を見ますと歳出が2,495万円ぐらいになってます。歳入が300万円ぐらいになってます。これによりますと、1,000円に仮定しますと、3,000円の収入を得るために2万5,000円ぐらいの経費になるという計算になるかというふうに思いますけれども、福祉事業の一環ですから、ある意味ではやむを得んかなというような気がしてますけれども。

太良町の業者がやめられましたけれども、やめられて再耕庵タクシーに移行された理由というのがどういう理由なのか、そういうこれまでの経緯、経過あたりを詳しく説明をしてもらいたいと思います。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

まず、4月22日にタクシー事業の廃止届を国交省のほうに事業者の方が提出されてます。なお、届出の中で、廃業期間は5月末をもってということで届けを出された。それから、国土交通省の佐賀運輸支局、あと近隣のタクシー事業者と3者協議を行いました。

通常、日常生活や通院される方が自家用車の免許を持っておられたり、バスにひとりで乗られる状態なら大丈夫なんですけども、そういったバスにも1人で乗ることが困難な方の救済をどうするかということで考えたところ、自治体の責務としましては、そういう交通弱者の支障を来さないような政策を取ることが自治体の役割であるということで、国交省からもアドバイスを受けているところでございます。そういったところから、理想は、町内に私がしますよという、起業される方がいらっしゃったら、特段、普通の状態に戻ることで、何ら問題はなかったんですけども、近隣の事業者にお伺いしたところ、県の一番端っこである、過疎地であることもありますし、事業経営からいきましたらなかなか採算が合いにくい市町村ですねということも言われております。そういったことから、3者協議を国交省としまして、どの方策がいいかということと、期間的なこともありまして、今回、二種免許によるタクシーの運行事業しかなかったもんでここを採択いたしました。相手先としましては、現在コミュニティーバスの運行事業自体も鹿島の再耕庵さんのほうに委託をしている状況もあります。今後コミュニティーバス、タクシーの運営を総合的に勘案するときにそういったことが一番支障がない状態を見込んで、今回鹿島市の再耕庵タクシーのほうに委託をするように予定をしているところでございます。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

全協の説明の際にもありましたけれども、今回の対応については暫定的な措置ということで、令和6年度に限ってというような話がありましたけれども、その後、どうしていくのか。また、その検討する場合、地域の交通の重要性というのは今後さらに大切になってくるかなというふうに思ってますけれども、そういう今後の方針についてどのような対応をされていく予定なのか伺いたいと思います。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

今回のタクシー運行の運行事業形態につきましては、今年度はもうスタートしておりますので、本日の予算をいただいて二種免許での運行をする、あくまでも暫定的なもの。

今後、地域公共交通会議等、そういう公式の場で諮りながら、どのような運行形態がいいのかを議論してまいります。今回提案する形態がいいのか、新たな自家用有償運送の形態にいくのか、その辺は有識者とか関係事業者の会議で協議を進めていくことになると思います。

今後の方針は、先ほど申し上げましたけども、二種で今回はいきますけども、来年度以降二種でそのまま継続になるのか、一種の自家用有償になるのか、その辺は町と地域公共交通会議に諮りながら、どの形態が一番いいのかを検討していきたいと思います。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

ちょっと補足します。

先ほど課長が言うたように、まず再耕庵に決めたのは、今コミュニティーバスを再耕庵にしております。それで、当初は再耕庵も、いや、合わないからやらないというふうなことだったわけですが、やはりコミュニティーバスの委託を受けている以上はタクシーをしないというわけにいかないだろうというような話になったというふうなことでございます。急いだ理由というのは、あくまでも空白をつくっちゃいかんと、こういう過疎地域で。ですから、これは国土交通省の指導を仰ぎながらやってきたところでございます。

今後もこのコミュニティーバスとタクシーをうまく組み合わせながら、経費をいかに抑えて、町内の方の利便性の向上につながるような形で工夫、検討していかなくやらないと、このように思っているところでございます。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

私も、コミュニティーバスの運行についてもやっぱり検討する必要があるんじゃないかなろうかというふうに思っています。

デマンド方式あたり等を含めて検討して、どちらがいいのか、ぜひ検討委員会の中で十分検討していただいて、次の手段を考えていただきたいというふうに思います。

やっぱり、今回実施されますタクシーの運用とコミュニティーバスをうまくセットで運用していただいて、町民の足になるような交通形態をぜひ取っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○6番（待永るい子君）

事務所といいますか、それについてお伺いをしたいと思います。

タララボの跡地のところの一角というふうに説明がありましたけれども、それも暫定的なものなのかどうなのか。たまに外国の方が駅に降りられて、あそこに行きたい、ここに行きたいと言われるときに、やっぱりその目の前にはないわけですので、その辺のことを考えてどのように対処されるのかお伺いをしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

担当課長というようなことをごさいますけれども、これは、私が今タララボの跡はあくまでも暫定的だと。それで、今年度から来年度にかけて多良駅周辺、多良駅まで含めてですけれども、改修するようにいたしております。そこら辺がはっきりしてくれば、この再耕庵さんあたりとも協議をしながら、駅構内にあるのが一番ベターだと思っておりますので、場所等もJRや県の管理センターあたりと協議しながら探して駅構内に置きたいと、このように思っているところでございます。ですから、タララボはあくまでも暫定的だというようなことをごさいます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

私もそれがベターだと思って、この場でお願いをしようかなと思って質問をしたところでした。

それともう一つ、収入で300万円というふうに上げてらっしゃいますけれども、これの算定基準をどのようにして出されたのか、それをお伺いしたいと思います。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

この算定値につきましては、タクシー事業者である再耕庵の試算で、太良町の状況とかその辺を鑑みて試算されました額でございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

そしたら、具体的にその内容は分からないんですかね、再耕庵さんが出されたというだけで。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

タクシーの利用状況について馬場さんのほうにお伺いされたり、タクシーの利用券の状況からと、あとプラスで再耕庵さんが太良町内の運送業をされているのも加味された分で算定をされてるものと思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

昨日、タクシー利用をされてる方に会って、もうタクシーはなかぎ、どがんしゅんのか、頼んどくばいというようなお声をいただきました。それはもう、分かりましたという返事をしておきましたけど。太良も人口は少ないですけど、町内でも飲食店とかこうあるわけで、営業時間が今までのように5時、6時で終わるのか、それともこういった夜の営業というか、飲食店に行けば絶対お酒を飲むわけですから、そういった面はどういうふうに考えておられ

るのか、お聞きをいたします。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

協議をしている中で、今運転手の募集を3名されているところでございます。今のところ、1名応募があっているということでもあります。理想は、3名体制で2台の車をフル稼働されれば、理想としましては朝8時から夜10時までを理想とします。そこを営業したほうが収益も上がるでしょうということでお話を受けております。

ただ、現状としましては現在、募集が1名ということで、1名に対する補充は、今現在鹿島市のほうで営業されている従業員さん、運転手さんを何とか少しシフトをして、協力をされるというお話は伺ってるんですけども、現行スタート時は3名確保できてませんので、スタートは8時から午後5時までの営業とさせてほしいということで、計画をしたいということでお話を受けてるところであります。将来的には、その辺の運転士の確保等が準備できれば10時までにして、飲食店のほうのニーズとか利用者の希望に応えられるような運行形態にしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（山口一生君）

タクシーの廃業に伴って、交通の政策の状況というのはかなり厳しくなってきたと思うんですけども、今、町においてこういったコミュニティーバスとかタクシーとかそういったものを政策を実施するに当たって、非常に困難な部分というか、問題になってる部分というのはどういうところか、把握してるポイントについて教えてください。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

まず、なかなか地域の実情としましては、まず車で生活されてる方が多いということで、意外と公共交通機関に乗られる機会が少ないのかなというのは各地方の現状かなと思います。あと、全国的な現象ですけども、運転手含めた人材不足ですね。あと、そういったところが各自治体が苦慮している部分だと思います。今回、太良町が先にこういった事例になってきているところで、何とか現行の制度なりの運行形態を探しながら、今後、太良町に合う運行形態に収めていきたいと思っております。

以上です。

○5番（山口一生君）

ドライバーの確保とかも、特殊な免許が必要とかというので難しい部分かなと思います。免許を取るにしてもある一定の期間が必要になってくるのですぐには難しいということは理解をしています。

実際、行政がどこまでやるかという線引きをするポイントがあるのかなと思って、例えば

送り迎えを家族ができるのであれば家族がやる、例えば周囲の人たちの手を借りれるのであれば周囲の人たちが送り迎えというか送迎をやってくれる、そういうケースも今結構あります。特に大浦のほうとかは、そういった地域の人が結構送ってくれるとか、そういうことをやられているケースが多いというふうに聞いてますので、金銭的にそれに対してお礼をするというか、交通を維持してもらってるお礼をするというのも難しいかもしれないですけども、町民さんがお互い送迎をし合ったりそういうことに対して前向きになるような施策も今後組み合わせていく必要はあるのかなと。行政が全てやるというのは無理があると思うので。そういった部分についてはどういうふうに考えられますでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

通常、考えられるのは安全性とか、事故があったときどうするのか、補償をどうするのかというのが常に付きまとう問題だと思います。ほかには議員の御質問の内容の中では、法律的に照らし合わせて、そのような自家用有償的なもので制限があるのかどうか、そういったこともちょっと調べてみないと分かりませんので、その辺については今後検討すべき、協議していく課題かなと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今、山口議員の質問ですけれども、各地域で寄り合いあたりの折に、その地域で移動手段のない人たちをどのようにするのか、町も提案して、考えてもらう必要があるような状況がきたんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺については、ぜひ各地区、小さい地区もあるし大きい地区もあるしばらばらですけれども、ある程度の地区はそういう状況ができる可能性があるんじゃないかなと。小さいところは非常に厳しいかなというところがありますので、ぜひ、地区の総会の折とかそういう場合にある程度提案を持っていかればどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在のところ、具体的な提案等はちょっと持ち合わせておりませんので、その辺については協議をして、準備すべきものかと思っております。

もう一点は、福祉的要素が含まれる部分が大いにある部分があると思いますので、その辺は福祉の部門と協議しながら、どういった地域で支え合うのかというのも大きな取組になってくるのかなと考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

非常にいろんな問題が出る可能性があると思いますので、事故とかなんとかいろいろな問

題もあろうし、保険の問題もあったりなんかいろいろ問題あろうと思いますけれども、そういうことも含めて、そういう課題に直面しとるわけですから、ぜひいい方法を模索してみればと思います。答弁要りません。

○6番（待永るい子君）

これはお願いというか、山間部の方から言われるのは、コミュニティーはとってもありがたいけど、その場所に行くまでに非常に困っているという意見がありまして。先ほど、今後はコミュニティーとこのタクシーをうまく組み合わせたいとそういうお話をされたので、一番現状困ってあるのは、コミュニティーは利用したい、だけどそこまで行くのが大変ということで、そこら辺のことを具体的に考えていただけたらと思いますので、その辺について、答弁要りませんが、お願いですから、よろしくお願いします。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第29号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第2回太良町議会（臨時会第1回）を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 峰 正 雄

署名議員 山 口 一 生

署名議員 待 永 るい子